

住民税申告及び確定申告の受付のお知らせ

申告受付が行われます！

**受付期間：令和4年2月15日(火)
～3月11日(金)**

受付場所：東通村体育館

※詳細な受付日程等については、
「広報ひがしどおり2月号」でお知らせいたします

◎給与支払報告書の提出はお早めに！

前年中に支払った給与がある場合、給与支払報告書を作成し、従業員の住所地の市区町村へ提出することが法令で義務付けられています。

提出期限：令和4年1月31日(月)

提出を怠ると罰則がある外、経費への算入が認められず、また、従業員様に係る申告受付や課税、所得に関する証明書の発行に支障をきたしますので、必ず期限を守って提出してください。

※給与支払報告書は、税務署又は税務住民課にあります



平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
- などのうちいずれか1つ

身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

～事業所得（漁業・農業・不動産業等）のある方の申告受付について～

令和4年2月・3月に行われる申告受付では、事業所得のある方については、令和3年1月から令和3年12月までの1年間の収入・経費が科目別に集計された「簡易決算書」、又は「収支内訳書」が必要です。

※注意事項

- ・「簡易決算書」には、様式の定めがありませんので任意の様式で構いません。
- ただし、1年分の収入及び経費（科目別）がまとめられている必要があります。
- ・申告受付の際に「簡易決算書」又は「収支内訳書」が作成されていない場合、申告受付ができません。必ず、事前に作成するようお願いします。

「簡易決算書」、又は「収支内訳書」の作成でお困りの場合は、お気軽に税務住民課までお問い合わせください。

申告受付が始まりますと「簡易決算書」、又は「収支内訳書」の作成に係る相談はお受けできませんので、相談が必要な場合は、申告受付開始前の2月8日までにお願いいたします。

◎申告の際には利用者識別番号が必要になります。

- ・令和2年分の確定申告から、申告時には「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」が必要となっています。過去に申告を行っていて、既に税務署からの通知書等をお持ちの方は申告会場にご持参ください（既にお持ちの方は新たに取得する必要はありません）。
- ・インターネット等で新たに取得された方も、利用者識別番号のわかる書類をご持参ください。
- ・これまでに申告をしたことが無い場合など、利用者識別番号を新たに取得する必要のある方は、以下の方法で事前に取得し、通知書等を申告会場にご持参ください。
 - むつ税務署（☎ 22-3294）にお問い合わせの上、窓口あるいは郵送での手続きによる取得。
 - インターネットから取得。※「国税庁 利用者識別番号 取得」で検索
 - 申告前まで（2月8日まで）に役場税務住民課窓口で取得。

医療費控除について

平成29年分の確定申告から「医療費控除」とその特例である「セルフメディケーション税制」のいずれか一方を選択することとなります。

どちらも、明細書の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、税務署から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。